

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い				協議細目		
調整の方針	<p>高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。</p>						
項目	高 富 町		伊 自 良 村		美 山 町		備 考
1. 職員定数及び 実職員数	(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		
	条例定数(人)	実職員数(人)	条例定数(人)	実職員数(人)	条例定数(人)	実職員数(人)	
区 分	町・村長の事務部局の職員	150	150	48	48	111	99
	議会の事務部局の職員	2	2	併任 (2)	併任 (2)	4 内併任 (2)	2
	選挙管理委員会の事務部局の職員		併任 (5)	併任 (3)	併任 (3)	併任 (3)	併任 (2)
	監査委員の事務部局の職員		併任 (3)	併任 (1)	併任 (1)		併任 (1)
	教育委員会の事務部局の職員	14	12	3	3	9	9
	教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	20	15	7	7	22	11
	農業委員会の事務部局の職員	2	2	併任 (2)	併任 (2)	2	2
	公営企業事務部局の職員	5	3				2
	合 計	193	184	58	58	146	125
2. 定数内の派遣 職員状況	派 遣 先 名	職 員 数	派 遣 先 名	職 員 数	派 遣 先 名	職 員 数	
	山県郡保健福祉事務組合	3	山県郡保健福祉事務組合	1	山県郡保健福祉事務組合	2	
	山県郡障害児療育施設事務組合	1	高富町・美山町	各1	美山町社会福祉協議会	2	
	高富町社会福祉協議会	1			岐阜県	1	
	伊自良村・美山町	各1			高富町・伊自良村	各1	
	派 遣 元 名	職 員 数	派 遣 元 名	職 員 数	派 遣 元 名	職 員 数	
	岐阜県	1	高富町・美山町	各1	岐阜県	1	
	伊自良村・美山町	各1			高富町・伊自良村	各1	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目		一般職の職員の身分の取扱い				協議細目			
調整の方針									
項目		高 富 町		伊 自 良 村		美 山 町		備 考	
3. 職 制	区 分	(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)			
		職 名	職員数(人)	職 名	職員数(人)	職 名	職員数(人)		
		課長級	参事・課長・局長・館長・所長・主幹	26	課長・老人福祉センター所長・中央公民館長	7	参事・課長・局長・室長・主幹	13	
		課長補佐級	課長補佐・副所長	23	課長補佐・保育所長	8	課長補佐・所長	16	
		係長級	係長	11	係長・図書館長	6	係長・主任主査・所長	25	
		主査級	主査	15	主査	4	主査	33	
		主任級	主任	28	主任	22	主任	9	
		主事級	主事	47	主事	5	主事	10	
		主事補級	主事補	12			主事補	5	
		合 計		162		52		111	
4. 給与	1. 給料表の種類	行政職	行政職給料表	8級制 (国と同じ)	行政職給料表	7級制 (国と同じ)	行政職給料表	8級制 (国と同じ)	
		単純労務職	単純労務職給料表	2級制 (国と同じ)	単純労務職給料表	3級制 (国と同じ)	単純労務職給料表	3級制 (国と同じ)	
		企業職	企業職給料表 (行政職給料表に同じ)	8級制 (国と同じ)					
	2. ラスパイレス指数(注1)	一般行政職		93.5		96.8		91.2	平成13年4月1日現在 (注1)ラスパイレス指数=国家公務員の給与水準を100として地方公務員の給与水準と比較したときの指数
		技能労務職		80.7		80.1		84.2	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目		一般職の職員の身分の取扱い				協議細目				
調整の方針										
項目		高 富 町		伊 自 良 村		美 山 町		備 考		
4. 給与	3. 職員 1人当 たり給 与	区 分	(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		給与月額 = 給料月額 + (扶養手当 + 通勤手当 + 住居手当) 月額	
		区 分	金 額 等	区 分	金 額 等	区 分	金 額 等			
		一般行政職	平均給料月額	282,247円	平均給料月額	292,282円	平均給料月額	322,206円		
			平均給与月額	293,839円	平均給与月額	311,784円	平均給与月額	342,253円		
			平均年齢	38歳0月	平均年齢	37歳8月	平均年齢	40歳8月		
		単純労務職	平均給料月額	216,134円	平均給料月額	224,750円	平均給料月額	236,600円		
			平均給与月額	218,765円	平均給与月額	225,416円	平均給与月額	241,331円		
			平均年齢	49歳1月	平均年齢	48歳8月	平均年齢	55歳9月		
		企業職	平均給料月額	281,500円	平均給料月額	346,500円	平均給料月額	197,750円		
		平均給与月額	298,166円	平均給与月額	365,000円	平均給与月額	224,983円			
	平均年齢	34歳7月	平均年齢	41歳2月	平均年齢	28歳4月				
4. 特殊勤務手当		税務手当・伝染病防疫作業手当・死体取扱手当・汚物処理作業手当・運転手当・保育士特殊勤務手当・精神障害者取扱手当		衛生労務手当		税務手当・感染症防疫作業手当・衛生業務手当・国民健康保険税手当・用地交渉手当・災害対策業務手当		左記の特殊勤務手当については、新市において全て廃止する。		
5. 山県郡3町村で構成する一部事務組合の職員定数及び実職員数		(平成14年4月1日現在)								
		一 部 事 務 組 合 名	条 例 定 数 (人)	実 職 員 数 (人)	一 部 事 務 組 合 名	条 例 定 数 (人)	実 職 員 数 (人)			
		山県郡障害児療育施設事務組合	3	3	山県郡環境衛生施設組合	10	7			
		山県郡老人福祉施設事務組合	15	14	山県郡保健福祉事務組合	7	0			
		山県消防組合	60	50						
参 考 法 令		<p>【市町村の合併の特例に関する法律(抄)】 (職員の身分取扱い) 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>【地方公務員法(抄)】 (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員) 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 (1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 (1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、囑託員及びこれらの者に準ずる者の職 (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p>								

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	協議細目															
調整の方針																	
項目	参 考 資 料																
先進事例	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th style="width: 15%;">合併期日</th> <th style="width: 70%;">調 整 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">篠山市</td> <td style="text-align: center;">H11.4.1</td> <td> 1. 篠山市、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。 4. 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西東京市</td> <td style="text-align: center;">H13.1.21</td> <td> 1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市</td> <td style="text-align: center;">H13.5.1</td> <td> 1. 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さぬき市</td> <td style="text-align: center;">H14.4.1</td> <td> 1. 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整する。 4. 現職員については、現給を保障する。 </td> </tr> </tbody> </table>		市町村名	合併期日	調 整 方 針	篠山市	H11.4.1	1. 篠山市、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。 4. 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。	西東京市	H13.1.21	1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。	さいたま市	H13.5.1	1. 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。	さぬき市	H14.4.1	1. 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整する。 4. 現職員については、現給を保障する。
市町村名	合併期日	調 整 方 針															
篠山市	H11.4.1	1. 篠山市、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。 4. 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。															
西東京市	H13.1.21	1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。															
さいたま市	H13.5.1	1. 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。															
さぬき市	H14.4.1	1. 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整する。 4. 現職員については、現給を保障する。															